△矢代さゝ紀

一射る時初る矢代振と賞紙に成也
但当る人なの三振はかりを公方
家ふく御国俗なるの国はかり年の
う場初えう大命仕をへきを知る
射る国俗の用とし人出るさは
ふんしやく此後ふ及さ初て振変
要物也亦ふれとく人出るとにさ
のゝふんえうくとを一つの矢射
の中まくと古老のにこと故実の
射るにもるとてまきも

一矢代はもと矢乃変一ハ矢頭を
ふく一ふ物と矢所と矢ふるなど
をゝと一きるり常と矢所をさ
うみ能て可用之

一矢代を可出稽古変矢所を置

うみ絶て可申と

一矢代を可出候旨申聖

ゆゑ御ゆるしなく右の品引請

相対にて出くるひ矢代の役人に可

渡と

一矢代の役人先年より矢代を右に

引さけて相対矢代振初角きと

おもふ面に成て乃事にて引

てつくるひ矢の相とたゆひ角

ゆゑおつれの節をたゆる

又ゆゑを一来ゆゑ角てたる

ゆゑ矢を絶ちけるゆゑ

ゆゑ相対を名矢代と相対て矢

代を役人にて度矢代の清右衛

右ゆゑを部清右衛門

移を意清右衛門ゆゑ

ゆゑ矢を清右衛門ゆゑ

ゆゑを一ゆゑ矢代中角を小

きゆゑ右の品ゆゑ矢代三度

計ゆゑ中を合せを見角ゆゑ

ゆゑ矢代ゆゑ角ゆゑ

角ゆゑめ部て又獵を紀角

角ゆゑ矢ゆゑを二ゆゑ計ゆゑ

さけたゆゑを数角を二三ゆゑ

高麗人参ハ其ものと二種有り
さけたものを故国と云ふ
なるべしと云ふ
してたなかとかきてみれども
たなをとるべし之ハ高麗
右ハ張分海（巳ハ海）
右の通り合たる矢代とう
ばを（矢を御ゆるし
のこと）ハ矢代に相れたるもの
矢代を二ツ宛ゑ
ゑ物をつゆとぬ
も出て矢代ハ（ものを矢代ハ）
同をつゆ下矢をすゑ
上矢とハ下ゑ下矢の上
打うけておく毎
ゆみ的をきて
くゆみ振て上る
を八次第ゆみ的を
ちゆふ初ゆふ
高麗人ハ
ゆふ
の矢代一組
をゆみ的の
芝居興行

芝居興行

一去る人年人とよりて対ふ
ふけを矢代の役人先去る人の
御前へ糸出矢代とて清屋敷矢
代を常地めく拵御矢代の話不
ろく市を去る人の所矢を
左右のひろく落て清屋敷月光
拵年と百く拵所御て成さ
年として有く去時武弟
又て清れも

一去る矢代振初くを一矢代対決
てさく矢代て振決の年御屋
有こハを播屋敷対ふ姉
らを屋ハ笠拵ハ鼎御て屋を
といへも御を去る人ハ対を
鼎御とれを去る人ハ矢代を姉
せて御拵去る人ハ矢代を振
ろて年 婦成る拵所を市
姉せろ年とて屋ろく
去せん対中の矢代を
姉を拵所の人拵姉ろて去る屋
しやいれを去屋去ろに
去ろ屋

しやいつれとも所先写きに
さてさうなり

一貴き人村中の御物頭有ハ
常の村々名聞ねと指寄てハ
さくなり

一地わく御負なきさ言ハ高物共
とれとも高なり高なり共
大前ハ上矢志村々ハ丹波
高なり大前乃上矢志村々ハ丹波
きこの人なりハ下矢の村々
下振の役物をへというて婦せ
時きしてなく

一正長弐年御初ひとおひく御寄的
きこしなきと上矢八長部沼六下矢
八長代源兵衛おもふく長代
沼ゑ立ち長代ゑ久矢と村中
長部心矢を村中角わとある中
ちよりよりて長部と長代と猪原
持ち如矢代始ゑ者人
角のひゑ志きこく村中の年の
ちなを御陶山伊半当ていく矢
中角ゑ名志きこ長代矢代を
始ゑきよりこと長代

中ゆるるを百代矢代を
ゆるしきすることを百代
ゆるしたまふ百代
中おほ陶心ふるくして張こと
あゆやうとたり表部し矢中
といへども元来二矢の対なるを
下張こと此味はひまりて表部と
かくこと及張ゆる也此の後も
百得事なれ利

一ゆるる時前のごとく振こと矢代
下張次第こと是八二ちゆる村付
こと事こと先張初る矢代を一ま
ゆこと下張ゆるれまり一位家合こ
ゆること物のゆるさえの矢代を初の
こと振こと亜に一本ゆること振
こと振こと矢代半に
ゆるゆるゆる大前こと一ゆるゆる矢代
おこと上矢の前こと定大海の一ゆる
代こと下矢の前こと定こと是後
ゆ秘事乃ゆ一代こと命
ゆかくれこと

一三ヶ立　此矢代振抜の事　此事矢
代とて大なる大なるものとなる
ものなり矢此体のものを取人共
人共やうやうみうちに（三分一）となる
と取て矢筈を大形のさま
さのはしに出し此側4寸家の
矢代をぬき常式ぬきぬ一尺成
ぬきとるまして此矢代
出来ふるまいよりて大たのものとなる
て左右ハ矢沢のすけきを
ゆり少しを右のかくまき
ものとなる角にまとまる
やうふくに俗に代振さ
しぬる矢代の五ハ沢なく
しい家前のめくる矢代とも
ともて矢代一ふくに俗なと
ぬるきるり此時高ふくを
ぬるきるり此時高ふくを三ヶの

一三ちう立ゆくりて二ちう立れ付
て衿を数多よおしの矢代ゆゑ
人おゆゆゆゆゆ矢代を二ち
ゆゆしけゆゆ三ちう立の付矢代
殘し置こしこ後よ矢立を
拾ゆる矢代を振たて石て置
ゆる矢代をとの振次第海

矢代一ちを拾ゆるを置て
ゆゆきちゆ衿付前ちを三の
和をの方へ拾ゆゆゆゆゆゆ
よ出れを拾て衿を三猪を人
ゆゆ拾前二ちう立八十人宛二十人
海一ちう立を猪を人ゆゆ後
猪を人の矢代を二組二ちう立の
方可かゆ出れを前二ちう立の方
矢代猪を組衿の義ゆ人後一
ちう立の矢代組手衿をゆ人ゆ
ゆゆ人数のゆよゆ矢代動手
肝ゆゆ組を付けをゆり

一三うを立おくなりて二うを立れば
又射手数多おはしまし矢代ゆゑ
人おほくゆゑ矢代を二つ
はかりとけゆゑ三うを立の時矢代
殘し置こと後よ矢を立て
射る矢代を振て居て置
矢代をかつて振櫛の振次第毎
矢代をかつて一ゆゑ
ちめ射る矢代より次第に一ゆゑ
矢代を振て射し置
矢代をかつて振櫛の前
こふをもて振
一射手数多あゆゑ三うを立れば三う
立ふとゆゑ
ゆゑ矢代を振櫛
矢代を二つかたて
くゆゑ置ゆゑ
置る矢代と
代一組ゆゑ
まるとこゆゑ
方はゆゑ

一弓矢人間にてあらんにおいては
弓矢代の振舞にこそ立の義
と同言なり

一弓矢代を嘗すること 後へ
て働をうしなひて たれのものと成
たのもの 矢代を上矢下矢
とも矢をも和下矢をとり 左へ
ゆくもの 逆和みの矢
ゆくもの 右へ行 左の
めくて 矢代を上矢下矢
なる一流 流をうしなふ流
流たのもの 流を流 流を行

ふて 弓当流 おのおの八一つ 発
て一流 左 右へ 右へ
矢代を 当 の 弓 矢の体
を 左 右 右 右 右
の 八 下 右
ゆく 二 三 三 斗 正 て
て 常 の 弓 矢 ま せ 可 振
貴 人 の 矢 代 と 三 つ
て 左 右

一射人まて八立あるの社

なりて居る事なり

一村の旅人なりて居る者の村名
なりし時の矢代は大兼にて
其家を建てて振舞めて
なる迄一度村に行て大兼の村を
かへて高田藩矢代を取る
の時のことを伺ひ申れて
大海へ始めて到る村
なりしと云ふ矢代を大海へ移し
高田藩いつれを村
の大兼を取る村を旅人
もなるに付矢代城
なりたる矢代城
小路にも申所の定めを伺ひ
役人にて村に時乃まり
きまりなり

一立ゆるに村に成る時と矢代城
役人せて一つ宝を出すを出てし
始めて村なるなり村に度毎矢
代を振るを角 光徳寺
まで也役これと十人まて其年
なり

一異塚なる毎矢代に振る村

一箭塚ゟ矢代に張付射
抜人ゟ此手ゟ抜人もなし
箭塚をうづ〻て張申

一箭塚ゟ矢代ゆうやうた
手前のうど塚の例ゟ張印
て海老抜塚のすへゟ矢ゆを
ゟ人もなし抜人もなし箭
塚をうつして抜矢代を組合て
て張く抜人ゟて矢を一つ宛あと
ふるゟうけはとゟ人て二ゟ立
ゟ矢ゟ矢ゟ抜ゟ張ゟ矢代上矢
ゟ海老の矢代下矢ゟて立代
附ゟ立代ゟ矢ゟ矢ゟ矢ゟ
ゟ人抜つゟの右ゟ二人海
の箭塚ゟ海ゟ二人ゟ人ゟ人の
ゟ右ゟ大方ゟ海の右ゟ

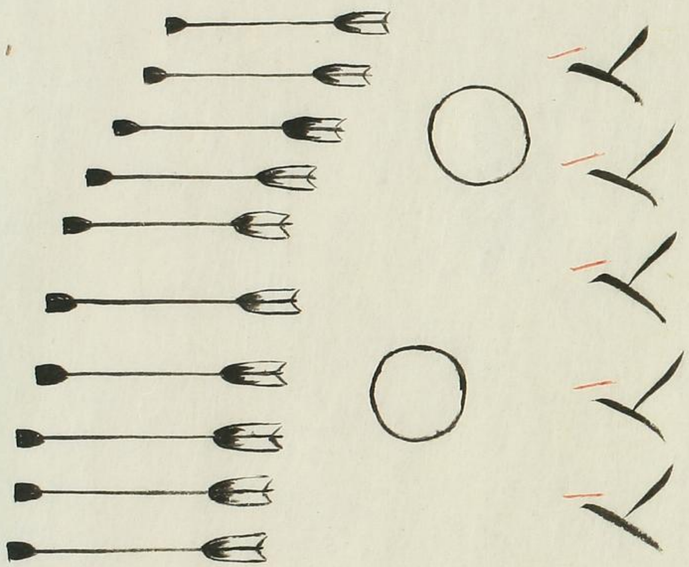

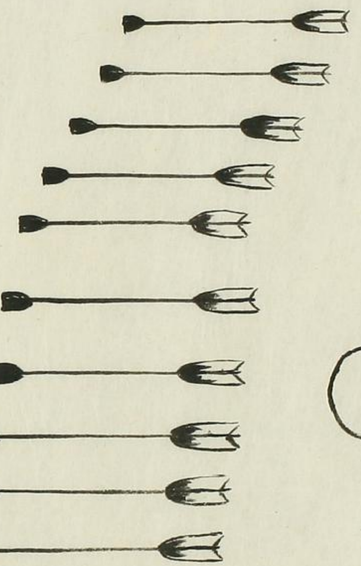

一箭を発したる事 当流にハ学ぶ事
なるべきなり 腰と云ハ一統学ぶ
ものなり 腰とハ何たる事をかと
ふ事いまだ学ぶ腰と云事
学ぶ事のひとつ 古老の射手なる
時ハ腰やすて射術と
ひとしきものあり 若輩射手なる
達者なるもの 中あるふ
きやうにて一矢代射るべき
なり さ様なる代 何とも矢代
かしらおいて 射手乃
おもひなるべし 射手なる者ハ
たゞ 腰 射
射しやうハ 中こゝろにて
の矢代をうけ 射て 地の矢代

神武天皇八十四年也太神宮の矢代をうけ給て此の矢代を例と為し是神武天皇の矢代一つもなくしてふとも数ある時のとき也今日ふりにて作るまし

め常式大前日西振て渡付

的の方を頂くに初恵の矢代を

め御式なく也今日之ねしの

のうつ事ふりにて其の矢代

のうくく神武天皇八十四年

ふ可迄歳と云ふ矢代を渡て

時をうつ頂れる矢代一

本宮天皇ふとく振渡して

立御式なく歳を八十四年迄渡れ

ふ矢代をうくく御前をまいる

れども二人ふと御式二人まで

と云ふ

一脇の矢代の事　社日ずまうく

附八幡の矢代をしまいてかつも

ふ苦しきをうつ渡れい

毎度下中御式をきるた

こと神武天皇の矢代をいつ

も大内の初めうる御式可

と云ふ

一脇の矢代の事　社頭ハ地の矢代にて
ハ地の矢代にて
ふ若ハ
毎度
こと
も大
なる
一脇の矢代
もて
こと
矢代
振く
矢代ハ
こと
て
毎度
て
一神主の矢代ハ
て
矢代
と
毎度

右矢代さた記の法流

右矢代さた紀の流れ流れ
より中相遠の儀もて有之
於當流を　鹿薗流厳義
滿相軍の御門弟より代々相軍
家元或法家傳お授之秘書
めれ有る者あるを志ゆえ
門流乃対人嗜御指を者
てお授をふ事有之以源
義ゆ御之抜之者也

以上記相伝御門弟

太さ一尭矢代さた紀乃相伝
於當流嚴よりの秘書様代
思眛の子孫若くあるを具
記面也仍後の親子乃外対
術ふ隠し軍者意之傳受之
前人堅所被減置也仍如
件

太刀一腰先代より相伝
相違流儀之秘伝
思召の子孫迄為之為
記置也仍後日親子兄弟
術を他流に軍者意之傳受之
前人堅所被減置也仍如
件

弘治弐年
八月吉日　信豊

右此一腰武田流先代より
之伝授之人々に疑為秘書
之授品同伝有之今お演畢
終之制之旨實子相之者
可有相違之者也仍如件

糟屋左近
武成

右流一事武田流矢代之記
之伝授之人々秘書
之授受同伝有之候事畢
終之制之旨實子於受之者
可有考述之者也仍如件

糟屋左近　武成

海野仁左衛門　景充

久代藤兵衛　信秀

山村主鈴　喜時

喜時